第三条第二項第一号、第三号、第四号及び第六号から第十一号まで、第四条第四項第一号及び第三号から第六号まで、第五条第二項、第十九条第二号	算定した額	算定した変動額
第三条第二項第二号及び第四条第四項第二号	得た額	得た変動額
第三条第二項第五号及び第四条第三項第二号	額	変動額
第四条第一項	第三表並びに様式第二第二表から第四表まで	第三表
	事業報酬総括表、事業報酬明細表及び一般送配電事業等に係る事業報酬明細表	事業報酬総括表
第四条第二項及び第三項	別表第一第一表により分類し、第一号	第一号
第四条第二項第一号	繰延償却資産	繰延償却資産のうち額が変動するもの
第四条第二項から第四項まで	レートベース	変分レートベース
第四条第四項	別表第一第二表により分類し、それぞれ	それぞれ
第四条第四項第五号	法人税等	法人税等のうち額が変動するものの変動額
第四条第四項第五号、第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項	控除収益項目	変分控除収益項目
第五条第一項	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分のうち額が変動するもの
	様式第一第四表及び様式第二第五表	様式第一第四表
	控除収益総括表及び控除収益明細表	控除収益総括表
第五条第二項	別表第一第一表により分類し、実績値	実績値
第六条第一項及び第六項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十五条、第十六条第一項並びに第十七条第一項	期間原価等項目	変分期間原価等項目

第六条第一項	法人税等及び電気事業報酬	法人税等及び電気事業報酬のうち額が変動するもの
第六条第一項から第四項まで、同条第六項、第七条、第八条第一項、第十六条第一項並びに第十七条第一項	基礎原価等項目	変分基礎原価等項目
第六条第六項及び第八条第一項第二号	他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。）	他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。）のうち額が変動するもの
第六条第六項、第七条及び第八条第一項	購入販売電源項目	変分購入販売電源項目
第十一条第一項	他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）	他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）のうち額が変動するもの
第十二条第一項	限る。）	限る。）（額が変動する場合に限る。）
第十三条第一項	係る費用	係る費用（額が変動する場合に限る。）の変動額
第十四条第一項	非ネットワーク一般販売費	非ネットワーク一般販売費（額が変動する場合に限る。）
第十四条第二項の表並びに第十六条第一項、第二項及び第三項の表	第十条	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十九条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十条
第十五条	変更賦課金相当額」という。）	変更賦課金相当額」という。）のうち額が変動するもの
	、接続検討料相当額	、接続検討料相当額（額が変動する場合に限る。）の変動額
	、変更賦課金相当額	、変更賦課金相当額（額が変動する場合に限る。）の変動額
第十六条第一項及び第十七条第一項	控除した額	控除した変動額
第十六条第一項	預金利息	預金利息のうち額が変動するもの
第十六条第一項及び第二項	第一次追加項目	変分第一次追加項目